

第66回宮崎県国土利用計画審議会 審議事項に対する意見・要望一覧

委員	分野	御意見等(原文)	回答	担当課
宮崎大学工学部教授 村上 啓介 委員	防災	本審議会で審議する内容は既に別の審議会(委員会)で決められたものであるため、本審議会で改めて審議をすることの意義を明確にさせていただきたく存じます。	土地利用基本計画は、各個別規制法に基づく諸計画について、行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については、個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものであることから、森林地域における林地開発許可に基づく開発行為に対しては、直接的には、森林法による手続の中でその適否を審議されております。 そのため、土地利用基本計画は、開発許可の是非を判断するための基準ではなく、開発の許可を受けた土地とその土地を含めた周辺地域全体を総合的に捉え、その土地が森林地域としてふさわしくないことが明らかになった時点で、森林地域から除外することが適当とされております。 したがって、林地開発に関しては、開発行為の完了を確認し、開発された土地が確実に「林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域」として利用しないことが明らかになった時点で、森林地域を縮小することが望ましいとされております。 以上の理由から、開発行為の完了確認が終了し、森林としての利用・保全を図る必要がないと判断された時点において、県土の事情に詳しい有識者から構成される審議会にて、開発行為が完了した土地とその土地を含めた周辺地域の土地利用について、大所高所の観点から意見を聴取し、今後の土地政策に反映していくことに意義があると考えております。 なお、国土利用計画審議会における森林地域の縮小案件は、審議の余地が少なく、「後追い審議」との指摘がされており、国土交通省の運用指針では、審議事項としての取扱いではなく、報告事項や会長専決とするなど、各都道府県の状況に合わせて効果的な審議会運営を図る例が示されております。 この効果的な運営について、本県は、県土の約80%を森林が占める林業県であること、また、国土利用計画審議会の趣旨等に鑑みれば、森林地域の縮小案件のみであることをもって、一律に報告事項とすることは時期尚早と判断し、引き続き審議事項として諮っていくこととしております。	中山間・地域政策課
北海道文教大学 人間科学部地域未来学科長 熊野 稔 委員	都市	日南森林地域の鶏舎の排水、串間森林地域の太陽光発電施設に伴う流出係数増加による水害への配慮は。事前審査済みとは思いますが、重々注意をよろしくお願い申し上げます。	当該鶏舎及び太陽光発電施設については、林地開発許可制度に基づく許可を受けており、審査の際は開発前と開発後を比較し、流出係数増加に耐えうる防災施設を具備することを条件に許可しており、現場の施工状況確認や完了確認検査を行っております。 なお、鶏舎については、水質汚濁防止法の特定施設には該当しないため、同法に基づく排水基準は適用されておきませんが、鶏舎の管理の状況等によっては管轄保健所や市町と連携し指導することがあります。	自然環境課 環境管理課

一般社団法人宮崎県 宅地建物取引業協会監事 高穂 幸江 委員	その他	太陽光発電設置の件につきまして 地球温暖化の影響で台風による風水害・竜巻・集中豪雨に加え、昨年は、宮崎県も地震が数回起こり、南海トラフの心配も話題になりました。工事場所が平らでなく傾斜地であった場合、土砂崩れの可能性もあるかと思えます。そういった最悪も想定して設置許可を出していると解釈してよろしいでしょうか。	林地開発許可に当たっては、災害を発生させない工法や必要な施設を整備することに加え、開発行為前に防災施設を設置することを許可の条件としており、災害の防止に努めるよう指導しております。 また災害が発生した場合は災害発生届を提出するとともに、復旧計画を提出させ、速やかに復旧措置を取るよう指導しております。	自然環境課
学校法人平成学園理事長 常盤 真知子 委員	文教	人口が減っているのになぜ開発か、人と自然と野生動物とのかかわり方・・・などあれこれ心配、不安、反対など思いましたが「国土利用計画」に今後の取組が書いてありました。この計画がきちんと実行されることを祈り、異議なしにしました。	国土利用計画は、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するため、国土利用の配分とその利用の方向を定める長期の目標であり、国土の利用に関する最も基本となる計画として、行政上の指針となっております。 国土利用計画そのものは、直接的に規制の根拠となる性格のものではありませんが、国土利用計画を基本として策定される土地利用基本計画が、土地取引規制には直接的に、開発行為には各個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たしております。 また、国土を取り巻く基本的条件が変化すると、求められる土地政策も変化することから、本県では、概ね10年ごとに新たな国土利用計画を策定しているところです。 国土利用計画の策定後は、毎年、土地利用現況把握調査にて県土全体の利用区分別の土地面積を確認するほか、土地利用基本計画の管理を通じて、個別規制法に基づく各種計画と計画の内容や目標を照合し、国土利用計画と大きくかい離することがないように進捗管理を行っております。	中山間・ 地域政策課
宮崎県林業研究グループ 連絡協議会副会長 永田 菜穂子 委員	その他	3の串間の太陽光発電施設の下流には本城干潟があります。 県の自然保護研修大会でも話を聞いたことがあります。「全国干潟50選」「日本の重要湿地500」にも選定されているすばらしい自然環境が保たれるのか心配です。	本城干潟では、環境保全団体により、清掃活動等、保全のための取組が行われております。また、県の重要生息地に指定されており(H24)、規制はありませんが、引き続き、保全の重要性について普及啓発を行って参ります。 なお、林地開発許可に当たっては、「環境の保全」を許可の要件としており、現場が許可条件に沿ったものとなるよう指導しております。	自然環境課